

□■養成所ニュースプラス第37号 2024■□

いよいよ国家試験です。部屋を暖かくし、温かいものを摂り、暖かい布団に入って気持ちと体をほぐしましょう。体調を整えて、当日を迎えてください。

今年の最終確認事項は、(1) 最後まで決してあきらめない (2) 「2つ選びなさい」を見落とさない (3) 難解な問題に時間をかけすぎない、の3点です。

今回は、当日慌てないように「持ち物チェックリスト」を用意しました。1月31日に公開した受験対策ガイド【5】でも紹介しています。万が一、鉛筆を忘れてもコンビニで買えますが、受験票は買えません。今晚のうちに点検してみましょう。

試験直前の Plus Quiz は「相談援助の基盤と専門職」(現、ソーシャルワークの基盤と専門職) から社会福祉士法及び介護福祉士法の問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみてください。

■Plus Quiz · · · ·

【第32・33・35回問題91】社会福祉士及び介護福祉士法で定められている社会福祉士の業務と義務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 社会福祉士の名称は、国家試験の合格をもって使用することができる。【35回】
2. 秘密保持義務として、その業務に関して知り得た人の秘密は、いかなる理由があっても開示してはならない。【32回】
3. 社会福祉士はその業務を行うに当たって、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。【33回】
4. 信用失墜行為の禁止として、所属組織の信用を傷つけるような行為をしてはならない。【32回】
5. 資質向上の責務として、相談援助に関わる後継者の育成を行わなければならない。【32回】

正答と解説は最後に記載しています。

■Yoseijo Info · · · ·

・【重要】令和6年能登半島地震に被災された受講生の皆様へ

大変な状況と存じます。まずは日常を取り戻すことを最優先してください。連絡できる状況になり、今後の学習についてご不安等ございましたら、ご相談ください。

・(34期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(35期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info · · · ·

国家試験に関する情報をお届けします

・第36回国家試験は、令和6年2月4日(日)です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1214063&c=3246&d=99c7>

・【重要】第36回国家試験に係る石川県試験会場の変更等について、社会福祉振興・試験センターから情報発信がありました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1214064&c=3246&d=99c7>

・【重要】第36回社会福祉士国家試験の石川県試験会場への臨時バスの運行について社会福祉振興・試験センターから情報発信がありました。←New

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1214065&c=3246&d=99c7>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1214066&c=3246&d=99c7>

※「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」については、申し込みが完了し受講確定通知を受けた方に限り視聴が可能です。

※「国家試験直前対策講座（有料）」については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

※「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」の5本目（最後）の動画につきましては、令和6年1月31日（水）に公開となりました。是非ご活用ください。←New

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1214067&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの中から第36期生の出願を受け付けております。

現在、3期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1214068&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1214069&c=3246&d=99c7>

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1214070&c=3246&d=99c7>

■Plus Column · · · ·

【受験対策ミニ講座第19号／最後まであきらめない！】

地震や豪雨等の自然災害や感染症、仕事や家庭でも様々な出来事があったことだと思います。今までよく耐え、一日一日を積み重ねてきました。いよいよ本番です。試験準備に完璧はありませんが、今までやってきたことを出し切ることで、今の自分を確かめ、更に前に進んでいくことができます。学びの道は続いていきます。

問題用紙が配られたら、肩や首、指を動かして、入りすぎている力をいったん抜きましょう。

試験必勝最大のポイントは、「最後まであきらめない誠実な姿勢」です。時間いっぱい使いましょう。多少の失点に動搖することはありません。そもそもこの試験は、満点を取ることは求められていません。頼れるのは、ご自身で学んできた知識と倫理・価値、そして「常識的な考え方」です。

もし、午前中に難問や奇問があったとしてもあきらめることはありません。時間をかけず、とりあえずどこかにマークして次に進みましょう。回答がずれることも防げます。合格を目指す皆さんには、最後の問題に辿り着くことが大事です。

昼休憩は1時間35分、点字受験は55分です。ここでの不安になるような情報交換は不要ですし、答え合わせもしないことです。周りの声は雑音でしかありません。終わったことは横に置き、気持ちを切り替えましょう。会場内を3分間だけ歩いてきたり、チョコレートで糖分補給したり、新しいマスクに取り替えるというのも良いかもしれません。午後は事例問題も多く、きっと挽回できます。

最後まで「ジタバタすること」は、みっともないことではなく、真面目に誠実に取り組んでいる証拠です。昼休憩は、愛用のまとめノートや問題集、参考書などを「パラパラ見」する時間にあててください。急に確認したいことが浮かんてくるかもしれません。書き込みの赤字やマーカー、手垢で汚れたページが皆さんを後押ししてくれます。トイレ待ちの時間も参考書を「パラパラ見」する時間に活用できます。存分に「ジタバタ」して、最後の最後まで全力を出し切ってください！！

【当日の持ち物チェック表】

(1) 「受験の手引」に書かれているもの

受験票

HB の鉛筆（マークしやすいように先がとがりすぎていないものを数本）

または シャープペンシル（念のため替え芯も。マークは鉛筆よりも時間がかかります。）

鉛筆削り（小型で削りカス入れ付きがおすすめです。）

プラスチック消しゴム（塗りつぶしたマークを消して汚れないか試しておきましょう。）

着用するマスク（そして予備用もお忘れなく。）

腕時計（動いていますか）

（受験票に書かれている場合）上履き・靴袋

防寒対策用品（ひざかけ・重ね履き用靴下・座布団など調整できるもの）

ハンカチ、ポケットティッシュ（ウエットティッシュ含む）

昼食・飲み物（ごみ持ち帰り用の袋も）

(2) 持って行った方が良いもの

交通経路のメモ（複数の経路を調べておきましょう。）

財布（小銭も）・IC カード

めがね（コンタクトレンズの方も）

使ってできた参考書・問題集・整理ノートなど（新しいものは不要です。）

おやつ・のど飴

常備薬

使い捨てカイロ

ボールペン 1 本（事務手続き等で必要な場合に備えて）

【Plus Quiz・・・・正答と解説】

社会福祉士及び介護福祉士法は、1987（昭和 62）年に制定され、2007（平成 19）年には、大幅な改正が行われています。この改正のポイントとしては、（1）定義規定における「連携」が見直されたこと（2）義務規定に新たに「誠実義務」「資質の向上の責務」が追加されたこと等があげられます。

この科目的問題 91 は、社会福祉士及び介護福祉法からの出題が続いている。社会福祉士を目指す皆さんです。今までの学びを活かして、確実に 1 点を取っていきましょう。

1. ×第 48 条（名称の使用制限）に規定されています。社会福祉士の名称使用は、社会福祉士登録簿に登録した後でなければなりません。

2. ×第 46 条（秘密保持義務）では「正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない」とあり、「いかなる理由があっても開示してはならない」とは規定していません。

3. ○第 47 条第 1 項（連携）で「福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。」とあります。

4. ×第 45 条（信用失意行為の禁止）では「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷付けるような行為をしてはならない。」とあり、所属機関に関する規定はありません。

5. ×第 47 条の 2（資質向上の責務）では「相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。」とあり、後継者の育成については規定されていません。

■養成所一同、皆様のご健闘を心よりお祈りしています。

■次回の配信は2月16日（金）を予定しています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus